

ととり市報



鳥取市政三本の柱

- 健康都市の建設
- 谷間のない市政
- 生産都市の建設



住みよい郷土を
みんなで造ろう!!

—— 明るい笑いのなかで ——

ケネディ大統領が生前に「国家が何をしてくれるかを求める前に、お互いに国家に何を成し得るかを考えよう……」と演説されたそうですが、この言葉は世界のどこでも、どんなときにも当てはまる意味深い言葉です。

鳥取市でも市民みんなが自分の持っている力を出し合って、より豊かな幸い多い郷土づくりに努力したいものです。大都市では袖手傍観の人々が多くなり、町のために、社会のために……という郷土愛がなくなったといわれますが、寂しいことです。

この写真に見るように、コックさんも看護婦さんも、そして農家の方も、そのほか多くの職場で、それぞれの仕事に生きがいを感じベストを尽くすことにより、一層豊かで楽しい年を過ごすことができます。しょう……。

ことしは亥（イ）の年、十二支の十二番目のイノシシの年です。イノシシは雑食性は乳動物で目的物に向けて猛烈に突進するところから、やたらに突っ走ることを猪突（チョトツ）猛進などといいます。

1

月

昭和46年

No.225

輝かしい1971年 あけまして おめでとうございます

鳥取市の皆さん明けましておめでとうございます。

昭和四十六年の新春を迎え皆様のご多幸とご健康を心からお祈りいたします。

年月のたつのは早いもので、市長の重責を担いだしまして以来



鳥取市長 高田 勇

三期十二回目の正月を迎え、常日ごろ市民の皆様から寄せられたご厚情とご鞭撻に対し心から感謝申しあげます。

就任いたしました以来私に課せられた財政の建て直し、また、公約いたしました三本の柱「健康都

古い城下町からたくましく発展

新春によせて

市民のみなさん、新年明けましておめでとうございます。

輝かしい昭和四十六年の新春を迎え、みなさんのご多幸とご健康をお祈りし謹んでお喜び申し上げます。

また、戦後二十五年にして沖繩



鳥取市議会議長 伊藤 貞 男

おいて市議会議長に就任いたしました

務の重大さを感じている次第でございます。

昨年人類の進歩と調和をテーマとした日本万国博覧会が盛大にも鳥取駅高架事業のくい打式も終

市の建設「谷間のない市政」「生産都市の建設」に、微力ながら精魂を傾注したつもりでございます。

お蔭さまで市民の福祉向上と都市基盤の整備も着実に進展いたしておりますが、これは皆様の變らない深いご理解と暖かいご支援の

鳥取市は、県東部における中核都市として、広域的に生活圏の設定をし、近隣町村相携えて住民福祉の向上と繁栄を図らなければならない重大な使命があるうと思

新春を迎え皆様とともに協力し、ますます市勢の進展と市民の幸いのために尽くしたいものと固く期しているものでございます。

重ねて市民皆様のご多幸とご健康を祈念いたしまして新年のごあいさついたします。

りいよいよ本年から工事も本格的に進捗すること存じます。また近く新都市計画法に基づく市街化区域、および市街化調整区域が決定され、さらに県東部広域市町村圏の中核都市として、一段と発展するものと存じます。私ども、市議会といたしまして、これら重要諸問題に真剣にとりくみ、新しい年が市民みなさんの福祉増進の年となりますよう精魂を尽くしてまいりたいと固く決意しております。市民のみなさんには、よろしくご協力ご支援を賜りますようお願いいたします。新年のごあいさついたします。

議長に伊藤貞男氏

副議長に桴谷氏

老人医療費など審議

12月定例市議会

改選後はじめての十二月定例市議会は、十七日から二十二日まで六日間の日程でひらかれ、議長に伊藤貞男氏、副議長に桴谷好隆氏を選び、四部門の常任委員の選任や、衛生施設組合議会議員の選挙が行なわれたあと、老人医療費の助成に関する条例など五つの議案について慎重に審議されました。

提出された議案は、つぎのとおりです。



提案説明する高田市長

▽鳥取市老人医療費の助成に関する条例
(住民の直接請求に基づく条例制定のためのもので、特別委員会を設置して継続審議されることになりました)

▽鳥取市営住宅管理条例の一部改正
(昭和四十五年度の公営住宅建設事業で完成間近かの賀露町、吉成、国安、各市営住宅の家賃を決定したもの)

▽鳥取市営土地改良事業施行について
(昭和四十四年度鳥取市各会計算の認定について)

七十歳以上の老人の医療費を無料にしたいという老人医療費の助成に関する条例制定直接請求は、十一月六日臨時市議会を開き審議されましたが、昭和四十五年十二月十六日で議員の任期満了によって廃案となり、十二月市議会に再び付議されました。

(地方自治法施行令第九十八条第二項の規定による公表)

県東部の 広域市町村圏計画 まとまる

鳥取市は中心都市に

経済の高度成長、生活様式の都市化などから地方の農山漁村地域においても、ごみ処理、し尿処理、上水道、文化施設の整備など、ほとんどの行政サービスを大都市なみに……という時代の要請にもとづいて、ことし七月に鳥取市ほか周辺の十二町二村（鳥取市、岩美町、福部村、国府町、青谷町、鹿野町、智頭町、若桜町、佐治村、用瀬町、八東町、船岡町、河原町、郡家町）によって発足した鳥取県東部開発促進協議会は、十二月十一日の協議会で、昭和六十年を目標とした東部広域市町村圏計画についての中間報告を次のとおり発表しました。

この計画では、昭和六十年の広域市町村圏内の人口、世帯の成長（伸び）を次のように推定しています。

人口

昭和四十五年国調概数二
十二万七千八百四十七人
が昭和六十年には
二十三万七千三百三十六人
（四パーセント増）となる

世帯

昭和四十五年国調概数五
万六千六百九十七世帯が
昭和六十年には
六万三千三百九十六世帯
（十一パーセント増）となる

広域市町村圏の将来像

一、生活環境
都市と農山村を問わず、

除本線の複線化、電化の促進と山陰新幹線の実現、昭和五十年までに鳥取駅の高架化と湖山貨物駅の実現

空港

鳥取空港の滑走路を現在の千二百メートルから千五百メートルに延長し、照明施設を整備する。

三、産業

○農林業 おもな事業として稲葉山から空山にいたる緩傾斜地の開発。山東地区農免農道の整備、河合谷高原を県営放牧場として整備

二、交通

○道路 一、二級重要市町村道は百パーセント整備され、国道、主要地方道、一般県道は整備を完了する。

一、生活環境

○水産業 養殖漁業の開発、漁港整備、漁村の生活環境改善

二、交通

○商業 高度の商業サービス機能を鳥取市に、日常ショッピング機能を町村中心地にもおき強化をはかる

三、産業

○工業 公害のない工業の導入、中心企業を鳥取市に、関連企業を町村適地におく

二、交通

○観光 県東部海岸線を中心とした大規模なレクリエーション緑地の造成を促進

一、生活環境

○自然遊歩道の建設 青少年旅行村の建設 国民宿舎の建設促進



事業の計画（昭和五十年年度まで）

一、共同処理事業

○ごみ処理、可燃物の処理は圏域を四グループに分け、グループごとに処理する。

二、各市町村で実施する事業

○重要市町村道の整備 全圏域の整備総量 改良 十二万二千九百三十八メートル 舗装 八万七千八百八十八メートル 橋 八百一十一メートル

○火葬場 鳥取市、岩美郡、気高郡の一市六カ町村の共同施設を鳥取市に建設し、八頭郡は今ある施設を使用する

○伝染病隔離病舎

各伝染病組合に岩美町を含め、圏域の一本化をはかる。

○自然遊歩道の建設

鳥取市、福部村、国府町をつなぐ延長二十七キロメートルの自然遊歩道を建設する。

○東部行政会館（仮称）の建設

鳥取市が三万八千平方メートルの用地に鉄筋建て（延四千五百平方メートル）の施設を建設

○食品センター建設

鳥取市が三万八千平方メートルの用地に鉄筋建て（延四千五百平方メートル）の施設を建設

○病院改築事業

岩美町が鉄筋三階建て、病床百三十五床、医師用住宅などを建設

○福祉会館（仮称）の建設

鳥取市が鉄筋五階地下一階を、また智頭町が鉄筋二階建てを建設する

○国民宿舎の建設

鳥取市に鉄筋一階地下一階の国民宿舎を新築するほか、岩美町、青谷町、鹿野町にそれぞれ鉄筋三階建てを、また河原町に鉄筋二階建ての国民宿舎を建設

○総合体育センター建設

鳥取市に体育館（鉄筋三階建て）テニスコート（四面）グラウンドなどを建設する

○病院長改築事業

岩美町が鉄筋三階建て、病床百三十五床、医師用住宅などを建設

○福祉会館（仮称）の建設

鳥取市が鉄筋五階地下一階を、また智頭町が鉄筋二階建てを建設する

○国民宿舎の建設

鳥取市に鉄筋一階地下一階の国民宿舎を新築するほか、岩美町、青谷町、鹿野町にそれぞれ鉄筋三階建てを、また河原町に鉄筋二階建ての国民宿舎を建設

以上のように広域ネットワークの事業を推進すると同時に、圏域内の公共施設整備については、国、県などに要望して実現をはかり、鳥取市を軸とした広域行政によって、明るく健全で理想的な住民生活がいとまされるように計画が進められます。

とっとり市報

種痘

対象者第1期 昭和44年11月1日～45年6月30日の出生児と、それ以前の出生児（満2歳まで）でまだ接種を受けていない幼児

第2期 昭和39年4月2日～40年4月1日（ことし4月に小学校入学予定の児童）

第3期 昭和33年4月2日～34年4月1日（ことし3月に小学校卒業予定者）

料 金 無 料

時 間 午後1時30分から3時まで

受けてはいけ
ない人

- まん延性の皮膚病患者
- 麻しん予防接種を受けた後1カ月以内の場合
- 脳性マヒ、精神薄弱などの脳障害のある人
- アレルギー体質、又はけいれん性体質の人
- 熱のある患者、心臓血管系、腎臓、または肝臓に疾患のある人、その他医師が不適当と認める病状にかかっている人

注 意 当日は必ず体温をはかってきてください。また母子手帳をお忘れなく持ってきてください。

対象区域	接種場	接 種 日	接 診 日
賀 露	賀露地区公民館	第1期 1月20日(水)	第2・3期 1月25日(月) 1月27日(水)
末 恒・湖 山	湖山	1月21日(木)	1月26日(火) 1月28日(木)
大 正・東 郷	大正小学校	1月22日(金)	1月27日(水) 1月29日(金)
神 戸・大 和・美 保	美保	2月5日(金)	2月10日(水) 2月12日(金)
明 治	明治	2月9日(火)	2月15日(月) 2月17日(水)
美 保・倉 田	美保	2月9日(火)	2月16日(火) 2月18日(木)
修 立・面 影	修立	2月12日(金)	2月17日(水) 2月19日(金)
津ノ井・米 里	津ノ井	2月15日(月)	2月23日(火) 2月25日(木)
湖 山	湖山地区公民館	2月9日(火)	2月16日(火) 2月18日(木)
明治・豊実・松保	世紀小学校	2月12日(金)	2月17日(水) 2月19日(金)
富 桑	富桑	2月15日(月)	2月23日(火) 2月25日(木)
日 進	日進		
稲 葉 山	稲葉山		

対象地区で受けることができない人は、近くの接種場で受けてください。

新入学児童健康診断

ことし4月に、新しく小学校に入学する児童を対象に、つぎの日程で健康診断を行います。

対象となる児童のある家庭には、診断予定日までに通知をしますから、お忘れなく必ず診断を受けましょう。

通知が届かないときは、市教委か、各小学校に連絡してください。検診料金はかかりません。

各校区の診断日（予定）

対象校	検 診 場 所	日 時
末 恒	末恒小学校	1月12日(火)午後1時30分
城 北	城北	13日(水)午後0時30分
大 正	大正	午後1時
倉 田	倉田	午後1時30分
美 和	美和	午後1時
醇 風	醇風	14日(木)午後1時
修 立	修立	午後1時
世 紀	世紀	午後1時
湖 南	湖南	午後1時
富 桑	富桑	18日(月)午後1時30分
遷 喬	遷喬	午後1時
久 松	久松	19日(火)午後1時
日 進	日進	午後1時
明 治	明治	午後1時30分
津ノ井	津ノ井	午後1時
東 郷	東郷	午後1時30分
明 治	明治	午後1時
美 保	美保	午後1時
賀 露	賀露	20日(水)午後1時30分
神 戸	神戸	午後1時
湖 山	湖山	21日(木)午後1時
稲 葉 山	稲葉山	午後1時30分
面 影	面影	午後1時
米 里	米里	22日(金)午後1時30分

おたずねは、市教委体育課保健係（電話28111-324）へ

不燃物の収集（予定）

不燃物は、定められた日の前日に決められた場所に持ち出してください。

川やあき地などに捨てることはやめましょう。

特別清掃地域内の収集

1月11日・21日・30日 2月9日
賀露、湖山（特掃外をのぞく地区）吉岡温泉町

1月12日・22日 2月1日・10日
浜坂、丸山、湯所1・2丁目、東町1・3丁目、栗谷町江崎町

1月13日・23日 2月2日・12日
材木町、玄好町、片原1～5丁目（一部）西町1～5丁目、尚徳町、掛出町、庵丁人町、大横町、御弓町、元大工町、大工町頭、上魚町、若桜町、鍛冶町、職人町、桶屋町、戎町、寺町

1月14日・25日・2月3日・13日
片原1～5丁目（一部）本町1～5丁目、二階町1～4丁目、茶町、新町、元魚町1～4丁目、元町、川端1～5丁目

1月16日・26日 2月4日・15日
南町（一部）瓦町、栄町、弥生町、末広温泉町、吉方温泉1～4丁目、吉方町2丁目（一部）立川町5丁目（一部）今町1・2丁目（一部）永楽温泉町

1月18日・27日 2月5日
馬場町、上町、中町、吉方町1・2丁目、立川町1～5丁目、卯垣、岩倉（稲葉ヶ丘を含む）緑町、旭町

1月19日・28日 2月6日
田島、松並町1～3丁目、西品治（一部）相生町1～4丁目、寿町（一部）新品治町、田園町1～4丁目、青葉町1～3丁目、薬師町

1月20日・29日 2月8日
西品治（一部）千代町、八千代町、南町（一部）寿町（一部）行徳、今町1・2丁目（一部）古市、富安、吉成

特別清掃地域外の収集

1月12日 2月9日 倉田、大正
13日 10日 千代水、美穂
14日 13日 美保
21日 大和、神戸
22日 東郷、豊実
23日 明治
28日 湖山（浜、島川、新川の一部、井津水、新田、大寺屋）
松保
29日 吉岡（温泉町を除く）大郷
30日 末恒
2月4日 中ノ郷、米里
5日 稲葉山、面影
6日 津ノ井

おたずねは、市清掃事務所（電話4518）へ

わたしたちは、
清潔な環境をつくりましょう。（市民憲章）

保育園児募集

ことしの4月から、市立、および私立の保育所に入所を希望される家庭は、希望の保育所で申し込みをしてください。

申し込み用紙は、それぞれの保育所にあります。

受付期間 1月14日(木)から
1月25日(月)まで

募集人員 3歳未満児 210人
3歳以上児 1,624人

なお、くわしいことは、各保育所、又は
福祉事務所厚生課（電話28111-374）へ



ネズミの一斉駆除

ネズミは、家屋、家具などをかじり、作物を荒らすばかりでなく、恐ろしい病気を媒介します。

このネズミを駆除するには、戸外に食べ物のない冬期間に、全市いっせいに駆除するのが一番効果的です。

次の要領で、いっせいに駆除を行ないますので協力してください。

毒エサの配布 各家庭には町(区)の公衆衛生推進員からくばります。

各町(区)の公衆衛生推進員は、次の期間中に市民生部衛生課普及係から毒エサを受取ってください（印鑑がいます）

1月11日(月)～1月14日(木)まで

使用する毒エサ クマリン系薬剤0.1%含有

毒エサを置く期間 1月24日(日)～1月30日(土)の間

使用の方法 家庭内の食べものは全部かたづけ、流しの下、ゴミ箱の附近、ネズミの通路、果の附近などに毒エサ（5g～10g位）を紙につつんで置き、翌朝あつめて夜また置く、これを3日間続ける。

取りあつかいの注意

1. 毒エサであることを家族に十分知らせておく（老人、子供にわかるように）
2. 子供の手のとどかない所に保管する。
3. あやまって食べないように、食品とは区別して保管する。
4. 毒エサは、夜置いて朝には回収する。

あやまって食べたとき

まちがって食べたときは、すぐに食塩水を飲ませ、毒エサをどの位食べたかを医師に話して手当をうけてください。



身障者施設入所募集

鳥取県身体障害者更生指導所と授産施設更生館では、昭和46年度の入所生を募集しています。つぎのような人で入所を希望する人は、市福祉事務所福祉課（電話28111-内線371）に相談してください。

1. 身体障害者で手足の機能回復訓練をすることによって更生可能の人
 2. 車椅子を使用することにより日常生活のできる人
 3. 身体障害のため一般事業所に就労できなくて職をさがしている人
- なお、年齢に制限はなく、いつでも入所申込みの受け付けをしています。

市営住宅入居者募集

1月末に完成予定の駅南団地公営住宅の入居希望者を募集します。

場 所 吉成（南中学校西側）

構 造 鉄筋四階建

戸 数 13戸程度

家 賃 第一種（3部屋） 6,900円

第二種（2部屋） 5,300円

申し込み 1月25日(月)まで

建設部建築課住宅係
(電話28111-256)

米の通帳 有効期間を延長

現在の通帳は、そのまま昭和46年10月31日まで使えます。

求人情報テレホンサービス

求職者が電話のダイヤルを回すだけで、自動録音装置によっていつでも求人情報が聞けるようになりました。

これは、求職者、求人者の双方に迅速確実な雇用情報を提供するための行政サービスとして行なうものです。

職業案内ダイヤル 鳥取局23-6601番

案内時間 1回90秒のくりかえし

内 容 鳥取公共職業安定所が、あらかじめ選んだ求人情報
夜間、日曜、休日にも利用できます。

1月は
市・県 民 税第4期分
国民健康保険料第4期分
納付月です

市政相談日 市民相談室

月 日(曜)	担 当	時 間
1月12日(火)	市長または助役	午後1時～4時30分
14日(木)	福祉事務局長	午前9時～12時
〃	産業部長	午後1時～4時
21日(木)	建設部長	午後9時～12時
〃	教育長	午後1時～4時
28日(木)	水道局長	午前9時～12時
2月2日(火)	市長または助役	午後1時～4時30分
4日(木)	総務部長	午前9時～12時
〃	民生部長	午後1時～4時
12日(金)	福祉事務局長	午前9時～12時
〃	産業部長	午後1時～4時

市政に対する要望、意見、苦情は、市民相談室を気軽に利用してください。

2月の第2木曜(11日)部長相談日は、建国記念日ですので翌12日(金)にします。

市政相談は、手紙、ハガキ、または電話でも受け付けております。

一あてさき一

〒680 鳥取市尚徳町116

鳥取市役所市民相談室 電話28111-215

市民会館だより

おもな行事（予定）

1月10日(日)	PLYMC鳥取大会	無 料
15日(金)	成人の日のつどい	無 料
17日(日)	児童映画会	有 料
24日(日)	〃	〃
30日(土)	鳥取労音1月例会 伝統郷土芸能例会 「因幡じげ唄」	会員制
2月7日(日)	鳥取大学マンドリンクラブ 第11回送別演奏会	有 料
13日(土)	山本リンドとドンキーカー ルテット	有 料

貯蓄と税金

利子所得の新しい課税方法

定期預金、貸付信託、金銭信託、公社債、投資信託および勤務先預金の利子所得に対する課税方法がかわりました。

昭和46年1月1日から昭和50年12月31日までの間に支払われる利子所得について、これまでどおりほかの所得と分離して源泉徴収する方法とほかの所得と分けて確定申告をする総合課税と有利な方を選ぶことができます。

源泉分離課税を選んだ場合は、預金をしている銀行などに「源泉分離課税の選択申告書」を出さなくてはなりません。

この場合の税率は、昭和46、47年に支払われるものについては20%、昭和48、49、50年のものについては25%です。

また、総合課税の方法による場合は、その預金が無記名式のものであっても、利子を受け取る時に真実の住所、氏名を書いた「受領告知書」を銀行などに提出しなくてはなりません。この場合は利子の支払いの時に15%の税率で源泉徴収しておいて、利子所得とほかの所得を合計したものであらためて確定申告をして年間の税金を精算します。

くわしいことは、鳥取税務署（電話22141）へ

お知らせ

一月十日～二月十五日

ひきつけ事故だ!!
ナンバー・色・車種を
一〇番へ通報!!